

平成 31 年 3 月 教育委員会定例会 議事録

開 催 日 時	平成 31 年 3 月 25 日 (月) 15 時 00 分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、前田委員、小松委員、黒田委員
出 席 職 員	<p>島村政策監、本田教育次長、中尾総務課長、小野下県立学校改革推進室長、竹中福利厚生室長、野口教育環境整備課長、柴田教職員課長、木村義務教育課長、林田高校教育課長、本村児童生徒支援室長、池田特別支援教育課長、山口生涯学習課長、吉田新県立図書館整備室長、草野学芸文化課長、山本体育保健課長、松崎総務課企画監、高鍋義務教育課人事管理監、小柳体育保健課体育指導監、長谷川教育センター所長、林田長崎図書館長、</p>
開 会	<p>(池松教育長) ただいまから、3 月定例会を開会いたします。</p>
署名委員氏名	<p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。 議事録署名委員は、廣田委員、小松委員の両委員にお願いいたします。</p> <p>次に、2 月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。 それでは、各委員御署名をお願いいたします。</p> <p>(池松教育長) 本日提案されている議題等のうち、第 40 号議案、第 41 号議案につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>

教育長報告

「異議なし」と呼ぶ者あり

(池松教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

まず、私の方から1点御報告いたします。始めに、私の方から「長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」で、臨時代理により処理しました事項について、御報告いたします。

「2月定例県議会に提出される議案の作成に対する教育委員会の意見について」であります。

2月20日に開会の平成31年2月定例会に上程された議案の中の、教育委員会関係の議案については、お配りしております教育長報告資料2ページにありますとおり、2月15日付けで、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料1ページのとおり臨時代理により、特に意見はない旨回答をいたしました。

なお、議案の内容については、この後、総務課長から説明いたします。

以上、私からの報告を終わります。

(中尾総務課長)

平成31年2月定例県議会における議案について御説明いたします。

教育長報告資料の3ページを御覧ください。2月定例県議会における教育委員会関係の議案は、予算議案として、平成31年度長崎県一般会計予算、平成30年度2月補正予算2件、条例議案として6件、専決事項として1件あり、国の補正予算に対応する2月補正予算については2月21日に、その他の議案については3月15日に可決されました。各議案の概要につきまして、御説明いたします。

まず、平成31年度当初予算についてでございます。4ページから5ページにかけて、各課の予算一覧をお示ししています。5ページの一番下の計のとおり平成31年度当初予算は、1,362億3,501万3千円。平成30年度当初予算と比較しますと、52億9,327万5千円の減となります。主な増減理由としましては、

新県立図書館整備事業での建設工事終了に伴う経費の減がございます。主な予算計上事業については、6ページから7ページにかけての資料に記載のとおりでございますが、9月及び11月定例教育委員会にて、御協議いただきました新規・拡充事業については、事務費の精査等を行い、予算化することができております。

8ページを御覧ください。平成30年度2月補正予算については、給与費その他行政経費の執行状況に応じた調整のため、全体で12億4,774万6千円の減額をしております。補正予算の主な内容ですが、教職員給与費の過不足調整として、2億692万円の減。入札執行に伴う工事費の実績減など高等学校の校舎等整備費1億4,742万1千円の減。特別支援学校の施設整備費2億9,911万8千円の減。その他、各事業費の執行見込みによる減などとなっております。

9ページを御覧ください。これは、2月補正予算のうち、国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加するもので、諫早特別支援学校校舎等改築工事、桜が丘特別支援学校校舎外壁改修工事、佐世保特別支援学校校舎外部改修工事に係る経費として、10億8,371万2千円の増額をしております。これらの補正の結果、教育委員会所管の平成30年度予算額は1,425億8,888万5千円となります。

次に、条例案件及び専決事項について御説明します。資料10ページを御覧ください。第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成30年10月5日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえまして、民間企業や国と同様に、時間外勤務命令の上限を設定するため、所要の改正を行うものであります。

11ページを御覧ください。第30号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」は、他県の状況等を踏まえ、県立高等学校等証明手数料の改定を行うものであります。

12ページを御覧ください。第31号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条

例」は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減や県単独による定数の減等に伴い、所要の改正を行うものであり、平成31年度の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計の教職員定数は、平成30年度から20人減の13,138人となります。

13ページを御覧ください。第32号議案「学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、教員特殊業務手当のうち「部活動手当」について、義務教育費国庫負担金の算定基準の見直しに準じ、改定を行うものであります。

14ページを御覧ください。第33号議案「長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例」は、平成31年度に県立長崎図書館を解体することから、図書館の講堂の使用に必要な事項を定めた条例を廃止するものであります。

16ページを御覧ください。第34号議案「長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例」は、県立上五島海洋青少年の家を平成31年4月1日に新上五島町へ移譲するにあたり、当該施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例を廃止するものであります。新上五島町への移譲については、建物敷地が町有地であること、また、平成元年度の供用開始以来、町が管理運営してきたことなどの実態をふまえ、施設の移譲について新上五島町と協議を重ねた結果、平成30年度末をもって町に移譲することとなったものです。なお、移譲後も新上五島町立の施設として現行の青少年教育を目的とした施設運営が継続されることとなっております。

次に、専決事項について、御説明いたします。18ページを御覧ください。専決事項については、議会の議決、決定を経なければならない事項について、知事が自治法の規定に基づいて議会の議決・決定前に自ら処理したものであり、これを報告するものであります。契約の締結の一部変更についてでございます。

平成29年2月定例会で可決された「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）新築工事ほか2件の工事について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をしたものであります。内容としましては、避難安全検証法に基づく施工方法や排煙エリアの拡大に伴う送風機仕様の変更など

<p>質 疑</p>	<p>により、請負代金額を増額変更したものであります。説明は以上です。</p> <p>(池松教育長) 何か御質問等はありませんでしょうか。</p> <p>(小松委員) 地震等によって倒壊の恐れのあるブロック塀の施工はどこにありますか。これと関係がありますか。</p> <p>(野口教育環境整備課長) 資料4 ページであります。教育環境整備課の当初予算案の主な内容のところ丸印ございますが、校地等整備高校で2億7千万円。これのほとんどが高校の校地におけるブロック塀の改修工事でございます。それと、上から3つ目の特別支援学校の施設整備費でございますが、校地1億2,131万円ございますが、この部分がブロック塀でございます。その他、公舎管理費も3億5,600万円ございますが、職員住宅に係るブロック塀もございまして、全部合わせまして6億を越す工事費というようになっております。以上であります。</p> <p>(小松委員) 予定通りに完了しているということですか。</p> <p>(野口教育環境整備課長) 今年度、非常に危険性の高いものから着手しまして、来年度については、危険度はそこまで高くないのですが、来年度の工事ももちまして全てのブロック塀の改修が完了する見込みでございます。</p> <p>(池松教育長) 他にございませんか。</p> <p>(浦川委員) 今のような社会の要請のなかでエアコン設置が言われていますが、特に市町村立においては、全額市町村のお金で、特に県からの助成は全く無いというわけですね。</p>
------------	--

第 3 7 号 議 案

(野口教育環境整備課長)

エアコンについては、国において、地方にとって有利な予算が組まれておりまして、そういったところで地方は非常に有利でありまして、県費としての支援はございません。以上であります。

(池松教育長)

御質問等、ございませんか。

----- な し -----

(池松教育長)

では、特にないようですので、定例教育委員会冊子1について審議をいたします。

まず、第37号議案について、提案理由の説明をお願いします。

(林田高校教育課長)

冊子1ページをお開きください。第37号議案長崎県立学校管理規則の一部改正について、御説明いたします。提案理由のところに記載しているとおり、今回大きく2つあります。

1つ目が、舎監に関する規定。もう1つが、学科の廃止に伴う関係規定の改正を行うものでございます。まず、改正要旨1の、舎監に関する規定の見直しについて御覧ください。この改正については、県立学校における舎監業務負担の平準化を図るため、所要の改正を行いたいと考えております。現在、寄宿舍を設置している県立高校は7校、特別支援学校は5校ございます。これらの寄宿舍では、学校の指導教諭や、教諭が舎監となっており、寄宿舍の管理及び、寄宿舍における児童生徒の教育にあたっております。副舎監と呼ばれるものがありますが、講師等を舎監業務にあてる際に置かれるもので、現在、高等学校のみに限定されているため、特別支援学校では現状、舎監業務が教諭のみに偏ることになります。

2ページ目の新旧対照表をお開きください。今回の改正で、第36条第4項の右側の下線部分「高等学校」を、左側の下線部「学校」に改めることで、特別支援学校においても講師に舎監業務を命じる

質 疑	<p> ことができるようにし、負担の平準化を図りたいと考えております。併せて、第5項があります。同様に助教諭も副舎監を命じることができるよう加えるとともに、特別支援学校の実習助手については法令上、副舎監を命じることができませんので、括弧で「特別支援学校を除く」と加えたいと思います。さらに、第8項の部分については、第5項に準じて修正を行っております。 </p> <p> 続いて、3ページをお開きください。学科の廃止関係でございますが、別表第1を御覧ください。提案の理由は、平成28年度及び29年度に募集停止とした、県立佐世保工業高校全日制課程「材料技術科」及び同校定時制課程夜間部「機械科、建築科」の学科廃止に伴い、同規則の一部を改正しようとするものであります。 </p> <p> 募集停止した旧学科の生徒が今年度で卒業したことに伴い、学科廃止のための所要の改正を行おうとするものであります。 </p> <p> 以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。 </p> <p> (池松教育長) </p> <p> これより、第37号議案について質疑討論を行います。御質問等はありませんか。 </p> <p> (廣田委員) </p> <p> 舎監ができる人の範囲を広げるという意味で、教職員の負担が軽減できるという改正そのものには賛成ですが、どの位楽になりますか。舎監ができる人はここに該当する人達、それと、改正によってどの位範囲が広がりますか。大したことないのではないかとも思いました。 </p> <p> (林田高校教育課長) </p> <p> 県立高等学校においては、全く今までと同じです。特別支援学校について申し上げますと、大きな規模の学校が虹の原特別支援学校、諫早特別支援学校の2校を例に挙げさせていただきますが、虹の原の教諭が103名、講師が23名いらっしゃいます。また、諫早特別支援学校は教諭が74名、講師が15名という状況でございますの </p>
-----	---

で、確かに4分の1とか3分の1とかいう数になりますが、若い講師の先生方が多いため、そういう方々を副舎監に置くことで、一定業務の軽減が図れるものと考えております。

(廣田委員)

改正によって少しは楽になる程度かと思って質問させていただきました。舎監以外に、例えば寄宿舎を民間に委託しているのかどうか、こういう仕事を民間に委託することによって、教職員の負担を軽減していくことが良い方法じゃないかと思いますが、民間でも仕事が増えるし、学校の先生も楽になるのではないだろうか。そのことについてはどうでしょうか。

(林田高校教育課長)

まず、特別支援学校におきましては、学校教育法の第78条で寄宿舎の設置義務が明記されています。さらに学校教育法施行規則第124条第1項で、寮務主任及び舎監は、指導教諭及び教諭をもってこれに充てる、と示されているため、舎監業務を民間に委託することは法的にできないという整理になっています。高等学校における寄宿舎については、学校教育法等による定めはないものの、同施行規則第124条の先ほどの趣旨に鑑みると、教育にあたるということで、教育職に相当するものを命ずるのが妥当だと考えることができます。

(廣田委員)

日本と海外の教職員の実態を比較すると、外国の先生は本当に教科の指導だけで良いという側面があって、放課後の指導等は一切やらない。教職員の多忙化が言われて、仕事の軽減が言われているので、実際法律で定められているようですから、国の動きはどうなのでしょう。そういうことを民間に委託していくとか。例えば、調理員は民間に委託しているのでしょうか。

(山本体育保健課長)

県立学校では、調理員は全て民間委託になっています。市町の方でも進んでいます。

(廣田委員)

法律がそうなっているので仕方ないと思うが、将来的にはそういう方向に動いていくのではないかと私は思うので、そういう発言をしました。

ほかに御質問等はありませんか。

----- な し -----

質疑討論をとどめて採決いたします。第37号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

----- な し -----

可 決
第38号議案

御異議ないものと認めます。よって、第37号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第38号議案について、提案理由を説明願います。

(柴田教職員課長)

第38号議案の御説明の前に、資料に一部誤りがございましたので、事前に配布しておりました資料の23頁と24頁を、ただいま配布した23頁に差替えをお願いいたします。お手数をおかけしまして申し訳ございません。

それでは、第38号議案の説明に入らせていただきます。資料の5ページの別紙、こちらの方にまとめておりますので、御説明させていただきます。「1 改正の趣旨」を御覧ください。

今回の改正は、国の教育職員免許法施行規則が平成29年11月

に改正され、平成31年4月から施行されることに伴うもので、改正点は大きく2つございます。

1点目は、新たな教育課題が生じた際、大学が創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目を大括り化したことです。

2点目は、今般の学校現場をめぐる状況の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ、教職課程において学生が修得すべき内容等を改正したことであります。これに伴いまして、県の規則を改正しようとするものでありますが、他県においても、本県同様の改正を行う予定と伺っております。

次に、主な改正内容を、教諭を例として御説明いたします。先ほどの別紙の下半分でございます。上段に国の施行規則、下段に県の規則を記載しております。国の施行規則においては、免許状の授与にあたり取得が必要な科目として、現行8つに分かれておりますが、今回の改正で5つの科目に大括り化されますので、それに併せて県の規則の科目の名称を変更するものであります。

次に、改正後の国の施行規則を御覧ください。1番目「教科及び教科の指導法に関する科目」との3番目「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の履修事項にそれぞれ、「外国語」と「キャリア教育に関する事項」が追加されております。県の規則においても、国と同様に追加しようとするものであります。ただいま、教諭を例として御説明いたしましたが、養護教諭及び栄養教諭についても、同様の改正を行おうとするものであります。なお、学生が修得すべき単位数には変更ございません。

以上をもちまして、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

(池松教育長)

これより、第38号議案について質疑討論を行います。
御質問等はございませんか。

質

疑

(廣田委員)

先日ですね、大学の先生と話をする機会があって、例えば工学部に進んでいた生徒達が教職の課程を取って、教員になるケースが今までもあったと思うが、そういうことが段々やりにくくなっている状況にある。どういうことかと言うと、国の方針かどうか分からないが、教職の専門課程に行かないと、免許が取れないという話を聞きました。それでこれを見たら、大学の創意工夫により質の高い教育課程を編成できるとあり、これを見たときにかえって柔軟になって、大学で色んな免許が取れるようになったのではないかと思いました。どちらが本当でしょうか。

(林田高校教育課長)

工業の教諭に関して申し上げますと、大学卒業時にやはり教職関係の科目を通常の卒業生に比べると、20数単位余分にとらないと教員免許を大学卒業時点で取れない状況であります。したがって、大学の先生がおっしゃったのはそういう御指摘かと思えます。ただ、大学の中での議論になってくるんでしょうが、いわゆる工学部と教職専門等を担当する教育学部とが、どこまで連携して教育課程を履修できる教育課程を組むのか、その辺が大きな課題になってくると思います。長崎大学が例えば工学部で工業科の教員をたくさん養成しようという考えに立てば、在学中に取れるような仕組みを進めていくでしょうし、そうではなく産業人材の方にシフトしていくと教職の人材はなかなか出にくい状況ではないかと思っています。

(木村義務教育課長)

最新の情報を1つ。私、先日、中央教育審議会の教員養成部会の会議に参加しました。その中で今の話題が出て、大学間または学部間等の教育課程の連携を検討することによって、免許を取れるような動きができないか1つの大きな柱として提案されていました。多分、この法改正を受けての流れではないかと、その時に思いました。今はこれだけしか言えませんが、また何か情報が入れば、お知らせ

できればと思います。

(廣田委員)

学校の教職員は多様な人材がいた方が良いので、ある意味他の教育学部以外の学部に進んでも教員になれる道は残していった方が良く、私は思う。そういう意味ではある意味、大学の工夫でそういうことができるようにあるのかと思ったが、お聞きする範囲ではそうともとれない。教職に就くのが非常に難しくなっている状況にあると思った。そういうことはさておいて、国の改正に基づいて長崎県の教育委員会の施行規則を改正することだろうと思いますが長崎県に特徴があるような他県と異なる教育委員会の規則があるのでしょうか。これはやはり国に準じてということでしょうか。

(柴田教職員課長)

特段この規則の中に、県独自の部分というものはありません。

(黒田委員)

キャリア教育に関する事項とは具体的にどのような例があるのでしょうか。

(柴田教職員課長)

今回、教職課程に新たに加える例として、外国語の充実、キャリア教育、道徳教育の充実、それから学校安全への対応等そういう例が加えられております。キャリアの中身を実際どういった形でやるのかということについては、手元に資料がございません。

(黒田委員)

当然、ここで改正する以上は、具体的にキャリア教育の項目は上がってくるのでしょうか。そういうことになりますね。

(柴田教職員課長)

もちろん、キャリア教育に関する具体的な中身について、それぞ

れの大学のなかでどういった教育をするのかは検討されるものと思っています。

(池松教育長)

教育委員会が単位の中にキャリア教育が入っているかどうか認定するわけではなくて、履修内容は大学独自の判断ということだと思いますね。

(柴田教職員課長)

もちろん、免許を交付する際にそういう科目が入っているのかどうかの確認は教職員課の方で行い免許を交付することになります。

(池松教育長)

ほかに御質問等はありませんか。

----- な し -----

質疑討論をとどめて採決いたします。第38号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

----- な し -----

御異議ないものと認めます。よって、第38号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

可 決
第 3 9 号 議 案

次に、第39号議案について、提案理由を説明願います。

(山口生涯学習課長)

資料冊子1の25ページを御覧ください。県立青少年教育施設条例施行規則の一部改正について御説明いたします。平成31年2月定例県議会において議決されました長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例の制定に伴い、県立青少年教育施設条例施行規

	<p>則の一部を改正するものです。</p> <p>26 ページを御覧ください。改正前のところで下線部のところに当該の施設に関する条文がございます。ここをすべて削除するもので、施行日は、条例廃止と同日の平成31年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(池松教育長)</p> <p>これより、第39号議案について質疑討論を行います。御質問等はありませんか。</p> <p>----- な し -----</p> <p>質疑討論をとどめて採決いたします。第39号議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>可 決</p>	<p>御異議ないものと認めます。よって、第39号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。</p>
<p>報 告 (1)</p>	<p>続いて、報告事項に入ります。報告事項(1)について、説明をお願いします。</p> <p>(中尾総務課長)</p> <p>報告事項(1)「平成31年2月定例県議会の概要について」御説明いたします。冊子1の27ページを御覧ください。</p> <p>会期等日程につきましては、記載のとおりであり、2にお示ししている議案につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、原案どおり可決されております。一般質問につきましては、3に記載のとおり、「児童虐待問題について」をはじめ、28ページにかけ</p>

質 疑	<p>てになりますが8項目の質問があり、その概要につきましては、別冊でお配りしております報告事項(1)資料「平成31年2月定例県議会の概要について」の1ページから7ページのとおりでございます。</p> <p>予算決算委員会総括質疑においては、「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」について質問があり、その内容については、別冊資料の8ページに記載しております。</p> <p>次に、委員会の概要についてですが、予算決算委員会の文教厚生分科会における主な質疑事項は、28ページ中ほどの「5」に記載のとおり、「スクールカウンセラーの配置状況について」「実習船運営費について」ほかの質疑があり、その概要につきましては、別冊資料の9ページから18ページのとおりです。文教厚生委員会における主な質疑事項は、29ページの「6」のとおり、「図書ボランティアの研修について」「ミライon図書館について」ほかなどがあり、その概要につきましては、別冊資料の19ページから31ページに記載してございます。報告は、以上でございます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対する御質問等はございませんか。</p> <p>(前田委員)</p> <p>別冊資料の27ページ運動部活動ガイドラインについてというところで、体育保健課長よりPTAの研修会でも周知を図っているとありますが、保護者の方から意見はあがっていますか。</p> <p>(山本体育保健課長)</p> <p>特段、研修会の中で意見等はないかと聞いております。</p> <p>(浦川教育委員)</p> <p>吉村議員からの働き方改革、長時間労働の解消が出ていますが、その答弁の中に校務支援システムとか出退勤システムとか、部活動等の在り方がありますが、校務支援システムはモデル3市町であり</p>
-----	---

ますし、今の流れの中でどこまで長時間労働の解消が具体的に学校がここが変わったよねということがあるとすれば、部活動の在り方と出退勤システムの他になにかありますでしょうか。

(木村義務教育課長)

まず念のために申し上げますが、校務支援システムの市町立の学校数の割合ですが、昨年度は1.4パーセントでしたが、本年度は2.4～5パーセントまで上がりました。次年度以降も計画的に上がっていく予定ですので、1つ大きな流れのなかにあるのは御承知ください。この他は、通知表の内容を精選したり、学級経営案などの諸帳簿を簡素化したりしていくなど、事務的な改善が圧倒的に多いかと思えます。地域や保護者、民間への委託などについては、具体的な実践にはいたっていません。

(林田高校教育課長)

同様に、校務支援システムと部活以外となると非常に苦しい部分がありますけども、県立学校では校長会と一体となって働き方改革を進めています。来年度から始めていくものとして教育研究会という職員が自主的に作っている組織がございます。各教科に組織されておりまして、そういったも総会とか研修会の回数をできるだけ不要なものは削っていきこうと動いているところです。実態的な効果がどうかというのはありますが、学校に残って仕事をする習慣、文化を払拭するために、退校時間を各学校で定めて夜の7時までとか8時までとか、先生方の協力を得て帰る時間を定めて縮減につながっているという事例はあります。

(浦川委員)

難しいと思いますし、他県と情報交換をする機会もあろうと思いますので、是非研究して具体化していただきたい。過渡期ではあるかもしれませんが、先ほど高校教育課長がおっしゃった様に残ることが当たり前の社会も集中してやれば、そう残らなくても良いものがきっとある。小さい個人できる事務はそれこそ家でも出来るし、

子供たちが出たあとにできることは当然ありますし、帰すこともまた大事なわけですから、そこら辺も含めて他県と情報交換しながら具体的なものを本気で取り組んでいただきたいという要望です。

(池松教育長)

新たに取り組む話ではなくて、実際どういうことをやっているか。一斉退校日を設定している学校のデータとかありますか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

週1回以上の一斉退校日を設定している学校ですが、小学校で99.4パーセント、中学校で93パーセントございます。これを100パーセントにしていこうと取り組んでいます。

(池松教育長)

小さいことの積み重ねで慣習を変えていかなければなりません。

(黒田委員)

一斉退校日ということで形から変えていくのも1つの方法だと思います。要は学習の内容に影響を及ぼさないといけない。例えば私も民間では身の丈にあったAIやIOT、こういうものを導入することによって学習の内容の伝え方、方法を変える環境整備が第1だと思う。効果を高めながら働き方改革をしていくという視点が非常に重要だと思っている。その辺りの配慮を是非お願いします。

(池松教育長)

ICT関係では、本県は導入されている方です。校務支援システムは他県が先行しているので、これくらい縮減できたという情報はありますか。

(木村義務教育課長)

北海道と大阪が先進的にしておりまして、すでに数字も発表されています。総時間を割りますと、概ね1日1時間程度の事務時間が

減ったというようなデータが出ています。この1時間は大変大きな時間ですので、今後は校務支援システムを入れることによって、本県でも成果が期待できると思っています

(黒田委員)

そういった意味で、Wi-Fiの環境とか端末の整備状況は長崎県はどうなっていますか。

(池松教育長)

教員用のパソコンの導入状況はどうなっていますか。

(木村義務教育課長)

教員用のパソコンの整備状況も児童生徒の一人当たりのパソコンの整備状況も全国的に1桁以内です。大体、4～6位だったと思います。そういう面では本県は進んでいると認識しています。

(池松教育長)

高校も教員は1台持っていますか。

(高校教育課長)

1台以上持っています。

(池松教育長)

あとは、活用をしっかりとやりたい。県立学校では普通教室に電子黒板を導入している。先生方の教材の作成についても手作業に比べ効率化しています。

(黒田委員)

そういった意味では、その分野は非常に進んでいる。是非1桁で先進的に取り組んでいただきたい。

(浦川委員)

是非ですね、道徳の評価が出ているので何人かの子供たちの道徳の評価を見せてもらったが、道徳の評価の欄が広いですね。その辺りの簡略化も是非検討してもらいたい。人間としての変化を書いてもらえれば良いのではないかと思います。もう1つ、市町の教育委員会と連携してもらいたい。チーム学校としての必要な支援員とか住民力を導入して、お金を払いながらチーム学校のなかで子供たちを支えていただきたい。長与町は町費でたくさん雇っている。交通指導にしてもシステムがしっかりしている。人の確保をできるだけ厚く、もっと市町と連携してもらいたい。是非ご尽力をお願いしたい。

(池松教育長)

働き方改革については、市町教育委員会と県教委、校長会、教頭会と対策会議をやっています。横並びで進めていきたいと思っています。

働き方改革が話題になりましたけども、中教審の答申のなかで、先ほど廣田委員がおっしゃった登下校の見守りなど滋賀県はされています。実施していくためには保護者の方の理解がいると思いますが、昨日まで担任の先生が校門の前に立って見守り活動していたのを、今日から止めますという話になった時に、学校は無責任ではないか、と思われる保護者の方もいると思う。市町教育委員会とともに地域の方々のご理解をいただく必要があると思うので、そこは対策会議も含めて尽力していきたい。

ほかに御質問等ございませんか。

----- な し -----

その他、御質問等がなければ、続いて報告事項(2)について、説明をお願いします。

(小野下県立学校改革推進室長)

報告 (2)

30ページ「第三期長崎県高校改革推進会議第5回会議」について、報告いたします。2月12日に、第5回会議を開催し、「2会議内容」に示しておりますとおり、適正な学校規模の基準及び適正配置の基準について、意見をいただきました。

この会議の前に、昨年12月中旬から本年1月の中旬にかけて、それまでの協議を受けて設定した項目について、すべての委員から個別に意見をいただいております。今回は、その概要をもとに、協議を進めていただきました。「3委員からの主な意見等」に、意見の一部を掲載しております。

「適正な学校規模の基準」については、「4学級は、しまでは厳しい」「与えられた環境の中でできるだけ教育レベルをあげていくべきであり、3学級くらいまでは許されるのでは」「専門性の高い先生の配置や、社会性の涵養の点からも4学級を変える必要はない」

「弾力的な取扱いを考えるのであれば、教員の配置状況から、4～8学級でよい」「進学校や専門高校のブランド力を保つためにも、8学級でなく10学級でも構わない」などの意見をいただきました。

「適正配置の基準」については、「特例地域は交通の便が悪い地域で考えるべき」、「特例地域の現状を考えると、しま地区と考えるほうがよい」、「しまの高校については、公教育としてどの程度維持し続けるか、特に一島一高校については判断が迫ってきている」、「一島一高校は存続させるべき。そのため、1学年20名を下回った場合は、地元行政を巻き込んだ取り組みが必要」などの意見をいただきました。

最後に委員長から、次の三点が提起され、了承されております。1つ目は、本日の会議での意見や個別にいただいた意見をもとに考え方については一定整理できることから、次回会議では「報告書素案」を示し、意見をお願いしたいということ。2つ目としては、次回会議の日程としては、4月下旬を考えていること。最後に、会議の進捗状況から、次回会議を含め、あと3回程度の開催が必要というものでした。第5回会議についての報告は、以上です。

(池松教育長)

<p>質 疑</p>	<p>ただいまの報告に対してご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>極めて悩ましい問題だと思いますけど、これはどのぐらい先の期間を考えた協議をされているのですか。目の前の問題ではないと思いますが。</p> <p>(小野下県立学校改革推進室長)</p> <p>話題にしております第三期の基本方針の計画期間は、西暦で申しますと2021年から2030年までの10年間でございます。この10年間の子どもたちの数の推移、もしくは文部科学省で出しておられる、いろいろな教育施策の方向性等などの資料を提示して、それぞれのお立場から御意見をいただいているという状況でございます。</p> <p>(小松委員)</p> <p>10年後というようなことになると、恐らくこれだけ人口が減ってきているということになれば家庭数も減って来るだろうし、生徒も相当減ってくる。基本的にまず数字で言うとなんのかという現状を踏まえた上で、やっていかないと、理論だけでやってもどうしようもないというところがあると思います。極めて冷たい言い方ですけども、このままずっと10年間やっていくと、もう1学級でもやっぱり維持できないんだよというような現実を見据えての議論なのか、いやいや、そうは言いながらも何とか4学級維持していこう、というようなことをやっているのか、その辺がよく見えないので、僕は前者で現実をきちっと見つめた上で、今後、長崎県としてどうすべきかということを実際に考えていかないと、もう10年というのはすぐ来ると思います。学校の教育というのは地域との関連もあり、地域の行政のあり方という大きな問題でもあるかと思しますので、現実を数字で捉まえて対策を打つというようなことをやっていただければと思います。</p> <p>(小野下県立学校改革推進室長)</p> <p>委員からご指摘がありました点については、我々も課題を感じているところでございます。この推進会議は、現在、5回やっているのですが、1回目から3回目ぐらいまでは多くのデータをお示ししまして、委員の方々に高校教育の現実というものを知っていただくということが中心となっております。そのデータをもとに議論を</p>
------------	--

進めてきたわけなのですが、昨年の6月から始めておりますので、かなり長い期間かかっています。そこで今、我々が考えておりますのは、委員長から素案を出してほしいという指摘がございましたので、もう一度必要となるデータというのをまとめて提示し見ていただき、個別に上がっている課題を総体として捉えた上で御意見をいただきながら、今後の議論を深めていきたいと考えております。推進会議も5回目を終えまして、委員長の言葉をお借りしますと8回目ぐらいまで進んでいくことになると思いますので、そういう方法を取りながら、本県の高校教育の10年後をにらんだ報告書の御提出に向けた事務局の支援としての支援をしてまいりたいと思っております。

(池松教育長)

そこに中学生の数、3年生の数の今と10年後でいいですけどありますか。数字だけ。

(小野下県立学校改革推進室長)

我々は学齢、つまり4月生まれから3月生まれの子どもたちの数をとっておりまして、10年後に中学3年生になる子どもは、まだ小学生ではありませんので、学齢人口がわかりません。それで現在あるデータから推計しましたところ、4歳から6歳までの子どもたちがおよそ平均値で1万1,300人ぐらいになっているという数字を今、持っております。現在、中学校3年生、今年中学校を卒業して、高校に入学する子どもたちが1万2,400名ぐらいおりますので、1,000名以上の子どもたちがこれから10年でまた減っていくということであり、地域的にも差がございます。そういった点も委員の方々に見ていただき、そして現実的に今、その地域ごとにどういう高校配置、つまり例えば1学年、何学級ぐらいなのか、また充足率はどの程度ぐらいであるのか、今後どのような形で子どもたちは推移していくのか、こういった点を見ていただきながら、これまでの議論を一層深めていただきたいと思いますところでございます。以上です。

(池松教育長)

1,100名程度ということは30学級ぐらい、現状で大まかに言いますと。

(小野下県立学校改革推進室長)

1, 100名で、公私立あわせて30学級程度ということになります。

(池松教育長)

大きな高校が3つぐらいなくなるという感じです。ほかに、廣田委員。

(廣田委員)

今の小松委員の関連ですけど、この中ほどに書いてある「適正規模が8学級でなく10学級でも構わないと思う」というところの文章について、私もそう思います。このところ、前から言っていました、この書き方が、少し甘いのではないかなと思います。「進学校や専門高校のブランド力を維持することが非常に難しくなる時期が来ると思う」と、もう既に来ているのではないかと思います。その辺のデータが、ここ数年、私のところに全然入らなくて、例えば東大とか京大とか早稲田、慶応とかの難関大学への合格者が学校毎にどのぐらいいるのかというデータを、委員さん方に示して、いかにブランド力が下がって来ているのかということもはっきり知ってもらった方がいいと思います。下がってきているのかどうか、データがない上で話していますが、週刊誌等の情報誌ではそのような感じがします。

それとか専門高校は確かに実績を上げているような感じはしますが、その辺のデータを、この改革会議の委員さんにも示しながら議論をしてもらいたいと思いますね。その辺はどうですか。

(小野下県立学校改革推進室長)

今、委員の御指摘の課題につきましては、推進会議からは今後の社会の変化に応じた教育の制度等の改革の中で、「学科コースの在り方」として、意見を頂戴することとしております。そのときに第二期の基本方針の総括という形で、例えば普通科、理数科、国際科のような、普通科系の高校における大学進学の状態、専門学科高校における進路の状態、といったデータを見ていただきながら議論をしていただいております。これを見ていただいたのが、今年の6月、7月ぐらいでございまして、もう一度最新のデータで見ていただく必要があると考えているところでございます。

(林田高校教育課長)

普通科進学校等のブランド力の話だったと思いますが、私が把握

している感覚で申し上げますと、総合選抜の廃止以降、そこまで極端な低下というのでしょうか、ブランド力の低下はないというふうに考えております。確かに学級規模はどんどん細ってまいりました。しかしながら、最低でも1学年6学級のところでとまっております、そういうところから一定の質は保てているというふうに感じています。特に難関大、旧帝大クラスの合格者数に関してはそこまで落ち込んでないというふうな自負を持っています。ただ大都市部でよく見受けられる、いわゆる早稲田、慶応等という有名私大等の進学状況というのはあまりふるってないという実情はございます。

(廣田委員)

私の場合は週刊誌情報ですので、その辺のところの東大、京大とか早稲田、慶応の数をずっと2、3年見ていたら何か元気がないという感じが少しするもので、そういうふうに言いましたが、確かに専門高校の場合は、この前もテレビ放送であっていましたが、今度もコンマ何パーセントの確率でしか資格取得できないような資格を、どこかの私立の高校の女子の生徒がテレビに出ており、こういう生徒は、本当に表彰してあげていいと思います。専門高校の方が、活躍しているような印象を受けたので、ブランド力の部分で、少し落ち込んでいるのではないかと思い、そういう意見を述べました。

(池松教育長)

ほかにございませんか。黒田委員。

(黒田委員)

ただいまの意見の中で、適正な学校規模の基準というものについても議論をされておりますけども、これによって地域の差も含めて将来10年後に何校ぐらいが統合ないし廃校すべきなのかというシミュレーションについてはどのような数字が出ているのでしょうか。

(小野下県立学校改革推進室長)

そのシミュレーションを行う前提となる基準として、どの程度の規模の高校を置くべきなのか議論をさせていただいています。しま地区1島1高校では1学年1学級を認めるという内容を含む基本方針となっております。また、キャンパス校という形で、1学年1学級を置く地域もあるという考え方をとっております。このように、第二期の基本方針では小規模校の維持ということにかなり配慮してい

ます。しかしその学校もかなり小規模化しており、その在り方について議論をお願いしています。その基本方針の考え方によってシミュレーションでの数字が変わってくると考えておりました、その根っこになる議論が現在、行われていると、ご理解いただければと思います。

(黒田委員)

まあ将来的にはですね、どうしても少子化でそうなるわけですから、例えばこういう、言えるのかどうかわかりませんが、離島あたりはこの長崎県内の本土の方にですね、市の方に宿舎等をつくってドミトリーをつくってやるとか、そういう方法の考え方で対処をしていくということが非常に可能性としては高いんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。高校生としては、それは難しいでしょうか。

(小野下県立学校改革推進室長)

議論の中ではそのような考え方も提示されております。実際には地元の方々の考え方もございますので、これにつきましては、基本方針は大枠を示すものでございますので、そのような議論をいただきながら、実際にその基本方針に基づいた改革を行っていく際に、具体の方向性といいますか、具体のあり方というものをお示しし、地域も巻き込んだ議論というのも行われていくのではないかと考えているところでございます。

(前田委員)

先ほど言われたように、次回、素案を提示されてから、また会議が3回ほど計画されているということなので、それから、その会議を持たれた、また意見が、次回、私たちの方にこういうふうに報告があがってくるはずなので、ここをまた聞かせていただいてから、とにかく委員さんからどういう意見が出るかというのをまとめてからの私たちは話になるのかなと思います。

(小野下県立学校改革推進室長)

今回、素案を提示するよう委員長からご提起がございました。ただ大きく2つに分かれているような議題もございまして、2つの方向性の議論は深めていただく必要があります。と同時に、おおむね委員の意見がまとまっているという部分もございまして、そういったところで素案という形にまとめることができる部分があるのではな

報告 (3)

いかと思います。報告書の素案等を、教育委員の皆様方に見ていただき、御意見を頂戴したいと思っておりますのでございます。

(池松教育長)

ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

特にないようですので、続いて報告事項 (3) について説明をお願いいたします。

(野口教育環境整備課長)

では資料の 31 ページを御覧になっていただきたいと思っております。報告事項 (3) 「県内市町立幼稚園・小中学校の設置廃止等について」御報告をいたします。

学校教育法第 4 条の 2 及び同法施行令第 25 条の規定によりまして、関係市町教育委員会から届け出がありました平成 31 年 4 月 1 日における学校等の設置廃止等についてであります。その概要は 31 ページに表に記載のとおりでございます。その次の 32 ページに内訳を記載しておりますので、そちらを御覧になっていただければと思っております。

まず幼稚園であります。大村市立松原幼稚園は園児数の減少に伴いまして、今年度から休園をしております。また壱岐市立石田幼稚園は幼保連携型認定こども園の開設に伴いまして、いずれも 31 年度から廃止というふうになります。

次に小学校であります。設置の 1 校は五島市の玉之浦小学校と平成小学校が統合されまして、新たな玉之浦小学校として新設されるものでございます。廃止については 2 市 4 校でございますが、先ほど申し上げました五島市の 2 校のほか、同じく五島市立浜窄小学校、雲仙市立富津小学校の 2 校が児童数の減少によりまして近隣校へ統合されます。

次に中学校ですが、設置が 2 校ございます。1 校は平成 27 年度に他の 1 校と統合しました長崎市立黒崎中学校が廃止をされまして、新たに外海中学校が新校舎で設置をされます。もう 1 校は東彼杵町の千綿中学校と彼杵中学校が統合されまして、東彼杵中学校として新設されるものです。廃止につきましては、ただいまご説明しました長崎市立黒崎中学校及び東彼杵町立千綿中学校と西彼中学校の 3 校でございます。また現在、休校中でありまして長崎市立池島中学校及び西海市立平島中学校が、いずれも新 1 年生 1 名の入学に伴

<p>質 疑</p>	<p>いまして、復校となる予定でございます。</p> <p>これら統廃合等の結果、平成31年4月1日現在の市町立の小学校、中学校及び義務教育学校の数は、小学校が322校、中学校が170校、義務教育学校が2校でありまして、合計494校となる予定でございます。報告は以上でございます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>玉之浦小学校は、これは場所が変わるからこういう形になるのですね。了解しました。</p> <p>(野口教育環境整備課長)</p> <p>玉之浦小学校は玉之浦中学校と小中併設になることから、このような表記になっております。以上でございます。</p>
<p>報 告 (4)</p>	<p>(池松教育長)</p> <p>特にないようであれば、続いて報告事項(4)について説明をお願いします。</p> <p>(林田高校教育課長)</p> <p>冊子1、33ページをお開きください。報告事項(4)「公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について」御報告をいたします。なお今回の資料につきましても、記載のとおり、高校教育課が独自に集計した2月末現在における県公立全日制・定時制課程のデータでございます。</p> <p>まず、1番の就職内定状況についてでございますが、太枠の部分を御覧ください。内定率は県内98.1%、県外99.4%、全体が98.6%で前年比プラス0.5ポイントとなっております。気になります内定者の県内、県外の割合につきましては、県内の割合が59.3%ということで、この時点で前年度を0.7ポイント下回っております。2月末の県内の求人数については、労働局から未発表でございますが、1月末が5,052人となっておりますので、前年度よりも増加をしている状況と考えられます。また、未内定者数につきましては38人ということで、前年度よりも16人減少をしている状況です。</p> <p>下の学科別の就職内定状況を御覧ください。特筆できるのは工業</p>

科でございますが、県内割合が45.0%ということで、まだ低い数字ではあるのですが、前年比で3.6ポイントの増、これは少し振り返りますと工業科の平成27年3月、今から4年前ということになってございますが、そのときが29.2%でしたので、それから比べますと16ポイントほどの増加をしているということでございます。こういった取組は、各工業高校の協力、指導といったことが成果としてあがっているのではないかと考えておりますが、実は本年度から教育委員会の中にも県内就職に関して支援を特別に行うコーディネイトを中心に行っていく指導主事を入れてございます。前長崎工業の校長先生を招いてリーダーシップをとっていただいているんですが、そういう成果があらわれてきたのかなというふうに思っています。他の普通科、農業科、商業科、水産科については、前年度よりも少しポイントを減らしているところです。これにつきましては、県外の大企業からの求人が非常に増加しているという状況があります。県外企業の採用意欲が非常に高いということ。それでもってまた企業の給料や賞与、休日などの処遇面の比較検討をいたしますと、なかなか県内企業は勝てないという状況が今のところ続いております。結果的に、県外を希望する子どもたちが多くなったのではないかと判断しているところです。ただ若者の定着というのは、その状況を踏まえた上で対応していく必要があると考えておりまして、今後、各高校の職員一人ひとりに本県の最大の課題であります人口減少についての危機意識を共有してもらおうとともに、労働局や県の産業ルートなど関係機関と連携をして地元で働くことの本物の魅力というものを伝えていきたいと思っておりますし、また県内企業の処遇改善等についても関係部局と一緒に働きかけを進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、未内定者がまだおりますので、この者たちの最終的な就職内定に向けて、最大限の支援に今後とも努めてまいりたいと考えております。

(池松教育長)

ただいまの説明について御質問等ございませんでしょうか。前田委員。

(前田委員)

以前より思っていたのですが、この学科別で看護のところ、県内の希望と出ていますけど、決まってないですね。おそらく、以前から資料を見ていて、いつもこの数字だと思います。これは求人

質 疑

が県内で来てないということですか。

(林田高校教育課長)

県内で来てないということではなく、どういう条件でもって折り合いをつけるかということで悩んでいるのではないかと推測をしております。準看の資格を持って就職をする五島高校の衛生看護科の卒業生になります。9割近くのここの生徒たちは、さらに上級の看護師の資格を取るために学校に行くこともありますけども、就職、進学ということも含めて視野に入れながら、自分の進路を考えていくのではないかなというふうに想定しているのですが、そういった自分の進路希望と見合った場所が、県内のいろんなところにあるかどうかということも含めて、多分迷っているのだろうと考えているところなんです。ただ資格を取れば間違いなく勤め先はございますので、県内希望されれば、島内も含めて求人は来ていると思いますので、斡旋等も別途できるのではないかと考えております。

(小松委員)

工業科の推移を述べてもらいましたが、当時、工業高校の校長先生だった三好先生と長崎工業会で組んで、いろんな施策をやってきたその成果が何とかこうして出て来ましたが、やはりこの60%というところがどうも頭打ちです。これ以上伸ばそうということになると、何ていうか今までどおりのやり方では僕は、壁はもう超えきれないのではないかと考えています。各企業にお任せ、各学校にお任せではなくて、やはり本当に画期的に県内就職率を伸ばそうとするのであれば、県全体としてどういう施策をやるべきだというようなところをやはり論議していかないと、各企業、各学校にお任せしただけでは、できないと思います。就職企業としては一生懸命やるべきことはやったつもりです。それでもやはり、この60%というのは1つの壁になっています。どうしてもこれを超えきれませんので、今度また三好先生がやられるということを知りましたが、従来の方法を越えたやり方として何があるかというようなことを論議していただきたいと思っております。

それからあと1つは質問でもありますが、これは工業系だけではないですけども、一方において、せっかく県内に勤めていただいても離職率がかなり多いということを知っております。まずその原因と、それから離職された方が大体どうなっているのかというようなところがもしおわかりであれば、教えていただきたいですし、それに対する対策も打っていく必要があると思っておりますので、教えて

いただければと思います。

(林田高校教育課長)

工業高校含めて県内就職、あるいはどう増加させるのかというのは、県内全体の議論が必要だというのはそのご指摘のとおりだと思います。知事からもいろんな会議の場面で、有効な手立てというのを検討するよう指示が出てきております。我々教育の場として何ができるのかということを考えて実行しているわけですが、土台として礎として働くために、ふるさと教育の強化というものに取り組んでおります。これは高等学校で昨年度から、義務教育学校で次年度から本格的に取り組んでいくわけですが、やはり郷土の課題とか、そして逆に課題を超えるような魅力、そして何よりもふるさとに貢献したいという使命感、そういったものを小学校段階から培っていきたいなと思っています。それがまず土台になって、なおかつ具体的に県内に就職するメリットというのを子どもたちにも保護者にも伝えていかなくてはいけない。知事からよく言われるのは、大企業に勤めていい給料もらうことだけが、人生の中で、それがいい人生だとは限らないだろうと。中小の企業であっても仕事を任されて、その中で中核的に育っていくことも、それは必要じゃないのかと。そういう視点での教育というのは我々もしなくてはいけないのかなと思っています。そういう意味で新たな打つ手立てというのをいろいろ講じて、有効な手立てをもっと考えてまいりたいというふうに思っておりますが、なかなか厳しいというのが現状としてございます。

次の御質問ですが、離職率が高いということではございました。全国平均よりも6ポイントほど高い47ポイントというのが一昨年度発表された数値でしたが、そこからしますと昨年発表された分では41%程度に落ちております。ただ全国平均よりも高いという状況ではございますが、離職率の高さの原因を発表された時点で、我々も分析を行いましたし、労働局の見解も聞いています。ただ、やはり産業構造に大きなポイントがあるように伺っておりますし、分析もしております。製造業等が多い県ですと、離職率はそれほど高くない。一方で対人サービス業と第三次産業の割合の高い県は離職率が高いというような状況がございまして、これはやはり流動性が高い業種であるというのが1つと、対人スキルがほかでも生かせるということが原因になってきていると思います。

一方、終身雇用型の企業というのが製造業に多いことが離職率の低さになっているところではございます。そういった産業構造自体の問

題もあると思うのですが、やはり子どもたちがその職場にうまく適合してみずからのスキルを磨き、人生を全うするというのが源でございますので、そのために必要なキャリア教育の充実というのは高校段階だけではなくて、義務教育段階も含めて総合的に取り組んでいかななくてはならない課題ではないかと考えております。

一方で離職した子どもたちのその後ですけれども、なかなか追跡は難しい状況です。ただその子どもたちが例えば県内だろうが県外であろうが新たな場所を求めている場合に、県立学校でできればそういう仕事があるといったところを提示できるような、そういうシステムづくりも、今、一部、工業高校でやっているのですけれども、同窓会を中心に動かしていけるようなものもありますので、ほかの学校もそういったシステムづくりをしてできる限りやりがいを持って働ける県内企業を紹介していけるような、そういう方向性も考えてまいりたいと考えています。

(黒田委員)

今、小松委員さん、それから答弁があった、まさにそのとおりだと私も思っております、この工業高校出身の1,033名というのは、これは人数からすると意識はものすごく高いですね。これが県内割合が低いということで一番問題になっておると思いますが、確かに産業構造、製造業が恐らく長崎県は下から1番か2番ぐらいの、製造業の割合は非常に低いです。そういった意味では小松委員さんがおっしゃったように逆に言いますとね、まだ優秀な工業系の若い社員が長崎県にはこれだけいるのだという意味で売り込みを図って企業誘致とかね、全体でやってもらうというようなそういう形も取り組んでいかなければならないと思っております。これを、60%、あるいは65%の県内割合に上げますと、相当全体が上がりませんか。その辺、試算はいかがですか。今、計算機を持ってないからわかりませんが、どうですか。そこが問題ですよ。そういう形で知事部局も含めて製造業を誘致というのが一番大事なことでないかと思っております。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

特にないようですので、報告事項(5)について説明をお願いします。

(林田高校教育課長)

報告 (5)

34ページをお開きください。報告事項(5)「e-ポートフォリオの実証研究校の指定について」御説明いたします。

まず初めにe-ポートフォリオというものについて御説明をいたします。34ページの下に「※」を入れているのですが、子どもたちの「学び」の記録を電子化して教員と共有することで、進学や就職に活用するものでございます。今、お配りした横書きの、1枚もの資料を御覧いただけないでしょうか。資料にありますように、生徒の「学び」のデータの記録につきましては、これまでも部活動とか生徒会活動とかあるいは表彰や顕彰、取得した資格等について、毎年、教師が生徒に確認をする形で指導要録に記載をし、そして大学入試や就職試験の際に必要な調査書に記載をしてまいりました。e-ポートフォリオはこれまで年度ごとに指導要録に記載していた生徒の探究活動や課外活動、資格取得や検定等の実績など、高校生活のさまざまな活動の記録をその取得のたび、あるいは行事のたびごと、あるいは学習の節目にデジタル化して記録をしていこうとするものでございます。いわゆる紙ではなくて、その都度ごとに入力をして、デジタルとしてデータを残していくというものでございます。このe-ポートフォリオが注目される背景として新学習指導要領というものがござります。新学習指導要領は「主体的・対話的で深い学び」の実現というもので高校教育のあり方とか、大学入試制度につながっているものでございまして、例えば大学入試におきますと、今まで調査書といいますとA3版の用紙1枚ものと、いわゆるA4版の両面に1枚だったという記載になっていますけれども、これが現在の高校1年生の大学入試からは行動の特徴とか、部活動やボランティアの活動とか、取得した資格とかを含めて、より具体的で詳しい記載を求めておりまして、枚数については今までの1.5倍まで調査書の記載内容が増えるというような現実がござります。その中に何を入れるかと申しますと、高校時代の「学び」全体を入れていく、いついつこういったプロジェクトに参加して、こういう成果を収めた、こういった探究活動に勤しんで、こういった実績をあげたといったものを、大学側が評価をする材料に使うという形に変わっていくわけでございます。そういう面でも文科省は現在のところ委託事業という形で、生徒の主体性に関する活動を評価するシステムの開発や調査書の電子化の研究を進めておりまして、今後どうするかということについては国の方で検討が進められております。そういう意味で、この電子化された学習の記録というものが高校に必要なだということについて、今から指定校を10校程度指定して県の方でも研究を深めていきたいと考えているところで

質 疑	<p>す。</p> <p>戻りまして34ページを御覧ください。指定校については10校程度としておりますが、現在のところ11校を予定しております。指定期間は来年度から3年間、対象となるサービスにつきましては、国と一緒に研究開発をしておりますJAPAN e-Portfolio、それとこれは業者ですけれどもClassi、まなBOX、スタディサプリといった民間のeポートフォリオ機能を有した有料サービスを想定してございます。この研究資料に関しては毎年ごとに検証の過程を教育委員会に報告をあげさせるとともに、最終年度につきましては、その有効性も含めた検証結果を報告させるようにしております。指定に関する研究費は学校で負担をしてもらうような形で考えております。以上、わかりづらい点もあるかと思いますが、御質問があればよろしくお願いたします。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>これは我々企業の方から言うと、ちょうど人事データと同じようなものですが、これは誰のためのデータですか。大学のためのデータですか。</p> <p>(林田高校教育課長)</p> <p>今までやはり子どもたちの「学び」の成果というものを単にペーパーテストあるいは面接等で測るという手段しかありませんでした。ところが主体的な「学び」、探究的な態度とか、そういう姿勢をどうやって評価するのかという観点に立つと、どうしてもいろんな学習要素というか履歴要素というのが必要になってまいります。そういう点では子どもたちのために必要なものという認識を持っています。</p> <p>(小松委員)</p> <p>いま一つよく理解できないのは、なぜ子どもたちのためになるのか、子どもたちは自分のデータを自分で知っているわけですね。それをインプットして誰かが見れるようになるわけですね。誰かが見れるようになって、これをどういうふうに使って評価をしようとしているのか、ということをおぼつかない、インプットの仕方もそうでしょうし、本人としてこういうふうなものを行っているのだけ</p>
-----	--

も、それは言いたくないというところもあるだろうし、これは何のためにこんなことをやるのかなというのがよく分からないですね。

(林田高校教育課長)

1つ具体的な例から言いますと、例えば個人が自分で紙に記録を残して、自分でその記録を振り返ってみるというのは当然できることではあります。ところが紙で記録を残しますと、その残した紙は本人と、そしてその紙を最終的に所有しているその時の担任ぐらいでしか活用ができない。ところがこれを電子化することによって例えば高校1年から2年に進級するとき、そのデータをそのまま次のクラスの担任に引き継ぐことができる。1年のときにどういう興味、関心を持ってどういう活動をして、どういう実績をあげたかということについて、次の学級担任は注意することができるわけです。また、子どもたちについても膨大なデータを毎日、毎日、1年に1回書き込むという形よりも、いろんな機会ごとに入力することで、忘れずにいろんなデータを蓄積することができますし、その学期ごととか年度ごとに振り返っていろんなデータを見つめ直すことができるというメリットもございます。そして大学側にとっては、あるいは就職をする生徒にとってもそうだろうと思いますが、企業側にとってもですね、こういう特性を持って、こういう良さを持った生徒だということが多面的に評価をされる材料に使われると思っておりまして、そういう点では生徒個人だけではなくて、学校全体においても、あるいは進学する大学や、あるいは就職する企業にとってもメリットは出てくるのかなと思っています。

(小松委員)

定性的にはわかりますけど、どういう判断をされるのかなというのがよくわからないものですから、見られた方とかですね、やはり社会がこういうことを望んでるよというようなことと比較して、そういう資料を指導をするんだというようなことなのか、本人にとってそれを見ることによって、他人のデータを見ることはできないとしても何か数値があって、自分はこれを自分の友達からすればこういうところが足りないんだとか、そういうことを見るためにやるとかね、何か目的がよく分からないですよね。ただデータ化するだけでは。

(林田高校教育課長)

一番、厳しい部分で言いますと、今の大学入試に関して、このe

ーポートフォリオのシステムを使って活動状況等を報告しなさいというふうになる可能性が非常に高いということがあります。また、もう1つは調査書に関してもデータ化をし、データでの提出を求めていく方向に変わってきています。それが実現しますと高校の段階で、その生徒が自分の今までの学習活動がどうだったのか、学校での教育活動がどうだったのかといったところを教員がどう精査して、それをまとめて最終的に学校を経由して大学側に提出していくかということ、非常にこれは膨大な業務になります。そこを簡略化していくことにつながるということは確実に言えるのではないかなと思っています。ただ確かに、まだ得体のしれないものでもあります。そういう意味で、どこまでそれが必要なのかということも含めて、この3年間での実証研究の中で進めてもらいたいというふうに考えているところです。

(本田教育次長)

eーポートフォリオ等については、実は大学側はどう使うかというのは詳細にはわかっておりません。大学側としては多様性のある人材を欲しがるという時代にシフトしているので、それがわかる指標となるものが欲しいというところが出てきていますが、それを具体的に入試でどう使うかについては、現在も含めてずっと曖昧なままです。ただ電子的にそれを扱わない限り、それを正確に拾う、読み取るということに関し、紙で追うのは情報量が多いため、不可能になってきますから、電子機器で扱わざるを得ないというところまでは大学も、当然わかっているところまでは来ております。そういう中で大学入試に関わる学校については一定試さないことにはいけない状況にはなっています。

また一方で、大学入試とは全く別の考え方として、日々の生徒の行動を先生は引き継いでいきたいという考え方があります。日々、この子はこういう考え方でこういう研究をしているということを引き継いでいきたい。それによって、その生徒をもっと伸ばしてあげたいという思いが別にあります。そのものについては当然、大学が求めるものの前段になるわけですけれども、それについてもどう実際やっていこうかという研究がまだ進んでいませんので、一定実証してみないことにはわからないという状況でございます。そういう意味で、この実証研究という形でやらせてもらえないかということで考えております。

ただ一方で、先ほどありましたように人事教育ではないかという部分もでございます。生徒の思考そのものが入ってくる。例えばイン

ターネットのセキュリティ情報について、それを自分は詳しく知りたく研究していますという場合がございます。ある一面ではすごい生徒であるかもしれないですけど、ある一面ではやばい生徒かもしれない。そういう情報まで含めて考えると、本当にどこまでここに書いてあります「Classi」、「まなBOX」、「スタディサプリ」の外部団体に出していいのかということも極めてわからない状況もあります。

また一定、これについては有料ということですので、どこまで勧めていいのかもよくわからないという問題があります。そういう中で、まず実証研究をしてみないことには、そういう問題が実際あぶり出せないのではないかと、また私どもがつくっていくに際しても、少しもあぶり出しをしないうちに決め込むことも、中々できないのではないかとこの状態であると思います。その中で実証研究から始めてください、始めてさせてくださいというのが今回の趣旨でございます。

(廣田委員)

私も小松委員と大体、同じような感想を持っていますけど、今、読んでいる本で、アメリカの教育の欠陥というか、いろんな問題点がかかれていた本を少し読んでいますが、アメリカの大学入試というのはほとんどAO入試といって、やはり今、ここに書いてあるような個人のいろんな記録、ボランティアの記録であるとか、ボーイスカウト、どんな格好したとか、いろんな資格とか、そういうものを参考にしながらペーパーテストももちろんしますが、そういう総合的に判断をしていくAO入試であると。そういう流れの中からこれが出てきているのではとも思いますが、一方で今のアメリカの大学生というのは、有名大学に行けば行くほど、ほとんどの生徒たちが2,000万とか3,000万のローンを抱えて、奨学金を受けている生徒ではありますけども、非常にそういうリスクを抱えて卒業しなければならなくて、そういうところが問題点ということを書いている本を今、読んでいます。

それは別にして、このAO入試のような、要するに個人の記録をずっと記録をしていく、これはある意味入試につなげるための研究、入試の調査書をつくるための研究になるのかなというふうに少し思ってもみたのです。極論すれば、これは生徒が記録したデータも、先生だけではなくて、生徒が記録していくということですかね。

(林田高校教育課長)

基本的に生徒が入力をしていくという形になります。

(廣田委員)

生徒が入力をしていく。そうするといろいろな問題点が出てくると
思いますね。本当の記録なのかとかですね。その資格の裏づけは何
かとかですね。そういう意味での研究かもしれないんだけど、研究
は研究としていいんだけど、本当に実のある研究になっていくのか
なっている、これは何校ぐらいしますか。

(林田高校教育課長)

11校で、ほぼ県下の進学校でございます。

(廣田委員)

1年で結果が出る。

(林田高校教育課長)

3年間、結果が出るまでやっていただこうと考えています。

(黒田委員)

関連ですけど、生徒が入力するという事は、当然、生徒自身が
このフォリオを見られるということですね。

(池松教育長)

このフォリオは生徒自身が入力しているから、自分の分は見られ
るということですか。

(林田高校教育課長)

当然、生徒自身は見られます。教員も見られる形になります。

(黒田委員)

何でも生かすときにはいい面、悪い面も出てきますのでね、でも
本人のキャリアを記録するために電子化をする。しかもそれを本人
が納得して見られるということであれば問題ないかもしれません
ね。どうでしょう。ここに先生方の人事効果的なものは入らないで
しょうね。それはやはり全部、それも完全に見られるということ
であればいいだろうと思いますけれども、教育上悪いような方向に。

(池松教育長)

調査書からいくとボリュームが増えるので、先生方がたくさん書かなければならない部分がありますけど、今度はここに書いているとおり、生徒自身が、自分が単純かつ、こうやってこんな「学び」をしましたとか、部活動でこんな頑張りましたと、売りを入力することによって、それをもとにして先生方が書いているとおり調査書で活用してあげて、それをまた大学なら大学が、おっしゃるように大学入試のときにどう使うかはまだ見えていませんが、そういう意味では生徒自身が書いているとおり、自分の「学び」を記録することによっていろんな振り返りもできますし、むしろ大人側から言わせると、入試にも使わせてもらいますよということがあるかもしれないということですよね。高校の先生にしてみれば、調査書をいっぱい書く部分が、データが、本人自身が書いたデータもあるし、あと先生の感想をそこに入れればみたいな調査書の作成という意味では助かる部分もあるかもしれないということですか。

(林田高校教育課長)

大まかに言うとそうです。

(本田教育次長)

長崎大学はですね、実際にもう研究をしております。一昨年調査書の紛失問題というのが新聞に出た件については、電子化の研究のためです。だから調査書の備考欄というのが無限な記録になります。そこに子どもたちの活動を入れて、そこと実際の評定、いわゆる5、4、3、2、1の相関を取ろうという実証実験をしている間に長崎大学は少しミスを犯しました。現実には国公立大学はこれをやらないといけません、そこに乗っていかないとやはり遅れていくという思いで研究をしております。ひょっとしたら、ふたを開けてみたら長崎県は遅れていたという現状もあるのではないかという、そのどちらともつかない狭間の状態にあります。本当にどこまで使えるかというのは大学も疑問を持っていますし、しかしながら文科省は進めている、そういう状況です。ですから11校での研究はやらせていただかないと、長崎県としては動かないのではないかというのは思っております。

(浦川委員)

今回の改定の、特に高校改革に先駆けて、最初の改革が大学に入って、大学自体がもうこのポートフォリオについては数年前から取り組んで、それをつくってない大学には、国の補助事業のポイント

をたくさん減らすという、仕掛けをしてきました。だからもう4、5年前にはどこの大学も情報公開をしながら、このポートフォリオについて、学生のもちろんデータもですがやっていて、多くのエネルギーがかかるし、この情報をつくってしまうまでに、本当にまさに特命の人を配置するなど、結構、予算が必要だという気がするのですが、ただこの「JAPAN e-Portfolio」という、これは民間の名前ですか。

(林田高校教育課長)

「JAPAN e-Portfolio」に関しては、国の委託を受けて国立大学、私立大学等で一緒になって共同開発をしていくシステムの名称です。ですから、日本の電子化されたポートフォリオ・システムと理解していただいて結構です。

(浦川委員)

「e」は特に意味はないわけですね。

(林田高校教育課長)

「e」は電子化を表します。

(浦川委員)

「e」は電子化ですか。要するに「Portfolio」でいいわけですね。何を言いたいかというと、大学を変えなければそれ自体が変わらないから、大学は多分、変えたりして、そしていろいろなものが、就職に向けてもこういった情報が連携されていくようになっていくのだらうと思います。幅広に子どもたちの評価をしていくとかいうことではしょうけど、だから多分このシステムずっとおりてくるのではないかと思います。見通しはどうなのでしょう。

(林田高校教育課長)

大学入試そのものも、本当にこれを大学が活用するかどうかというのを見ております。方向性としてはおそらく、多面的な評価というのを広げていくことは間違いございません。その手法としてこれを使いたいということだと思ひまして、多面的な部分がほかの形でできるのであれば、こういうシステムをどんどん使っていく必要はないだらうと思います。データの漏洩等というのは当然、電子化することによって危険性というのは増していきますから、そうすると国もなかなか簡単には踏み込んではいけない、そういう意味では高

校から大学までの高大接続の中ではこういうのは当然、進んでいくだろうとは思っていますけれども、これが下においていくのはなかなか想定しづらい部分があります。

(小松委員)

データ化されるのは非常にいいことですが、知っておきたいのは例えば大学の入試の評点の仕方がこうやって変わっていくというような大きな流れが例えばあると。例えば国の方でもそういう指導をしていると。そういう流れの中で、長崎県としてもそういう流れに乗っていかないと遅れてしまうというような、説明がないとですね、これを何のために個人情報をごこうやって集めるのですかと。企業で言えば人事情報ですから、つまり、人事課の何人かしか握っていない情報ですけど、たとえ社長といえども見せないというような情報ですので、この使い方によってはいろいろな問題も出てくるし、良いところもかなりあります。やはり社会の大きな流れがこういうことですので、自分たちもこうやっていきたいと思いますという大きな目的感を持ってやっていただければなど、多分そこら辺が言えるのか、言えないのかというところなどが非常に今、曖昧なところだと思います。そういう大義名分があればいいなというふうに思った次第でございます。

(前田委員)

保護者としては、これはその都度、子どもたちがデータ登録していくので、いいのかなと思いました。やはり大学入試前に、「お母さんこれ、いつ検定取った」等言って、合格証書探したりとかしていたので、これはその都度ということですので、子どもたちが登録して、またそれを先生方が参照活用していることになっているので、これはそのまま進めていただきたいと思います。電子化でいろいろな問題は出てはくるかもしれないですけど、ここまできちんとした活用があるという目的があるのであれば、保護者側からするとこれは楽な方法というか、いいのではないかなと思っています。

(池松教育長)

今から、どう義務化できるかどうかではないでしょうか。大学入試等でそれを出してくださいと言われると、志望校だからあると思います。「JAPAN e-Portfolio」も大学が入って研究してみて、就職のとき使うと言えば使うという方向性はあるかもしれませんが、具体的にはどうでしょうか。

報告（６）

（林田高校教育課長）

就職に関してはかなり厳しい部分はあると思います。ただ本人が出したいということであれば、それは提供できるものでありますし、社会の動きとしてはそういう評価が望ましいのかなと、思っています。

（池松教育長）

3年間の研究ということですので、活用方向等についても国の動向について注視していかなければならないと思います。

では続いて報告事項（６）について説明をお願いします。

（林田高校教育課長）

続いて35ページになります。「平成32年度長崎県公立学校教員採用選考試験について」でございます。

まずこれにつきましては、事前に御相談させていただきましたが、このような形で次年度進めていきたいと考えているところです。

1の「試験期日・場所・内容」について御覧ください。1次試験は7月の14日（日曜日）に予定をしております。これは九州全県が統一実施日ということでございます。2つ目の第1次試験の会場、試験内容についても記載のとおりでございます。2次試験のA日程が8月16日、B日程は8月25日から9月の6日までの期間のうち、1日または2日を指定することとなっております。会場等については記載のとおりでございます。

2の「実施要項等の交付」についてでございますけれども、実際の完全に固まった要綱等の交付は、連休明けの5月9日になる見込みでございます。ただやはり学生の動きが早うございまして、公務員試験等も前倒しして行われている状況にあります。従いまして、変更点について、あるいは概要については前もって学生たちにお示ししたいと、あるいは試験受験者にお示ししたいということもございまして、2の「」のところに書いておりますけれども、変更点や試験日程の概要については、この報告の後の3月末までに高校教育課のホームページで公表し、志願者に周知を図る予定でございます。

続きまして3の「出願手続」につきましては、電子申請を原則として記載の5月中旬に期間を設けたいと考えております。

続いて36ページでございます。4のところは次年度の教員採用選考試験の変更点ということになります。変更ごとの変更前と後で整理をいたしておりますけれども、下線部の部分の変更点でございます。

す。

まず（１）の「障害者特別採用選考に係る事項について」でございますけれども、次年度は一般志願者の外数として採用予定者数を具体的に設けて募集をかけたいと思っております。それと受験の対象となる障害者についても、精神障害者、知的障害者に対しても門戸を広げてまいりたいと考えておりますし、また、年齢の制限もこれまでの経緯も踏まえて、59歳以下というところにしたところではあります。

（２）「離島教育特別枠選考について」は、これまでも議論いただいておりますので、それを整理してまとめて載せております。

続いて37ページの（３）になりますが、1次試験、そして2次試験関係の変更点でございます。内容としましては従来100点満点、200点満点だった試験を、それぞれ50点満点、100点満点としたところではあります。なおかつボリューム感も調整することによって試験時間も一部の教科については10分ほど短くしてございます。また加点につきましても、この得点にあわせて調整をいたしたところがございます。（４）を御覧ください。これは特別支援学校の志願者における加点要件を1つ整理をしたところがございます。特に聴覚、視覚障害に関する免許を持っている者については両方を有する者をそれぞれ加点するような形に変えました。

続いて下の方になりますが、義務教育学校の設立や、地域の実情に応じて小中一貫教育の推進が求められていることから、小中学校の両方の免許の取得を促すということで、これも両方の免許を持っている者についての加点要件というのを新しく追加してございます。

続いて38ページです。「中学校志願者の小学校第2志望について」でございます。これにつきましては、現在の小学校教諭の採用選考試験の倍率といったものが、大量採用ということもあって低い状況もありますし、また先ほどから言っておりますとおり、小中一貫という、そういう時代のニーズというものがあつて、できるだけ専門性の高い小学校教諭というのを採用していきたい。そういう点では中学校を受験する志願者がそういうターゲットにもなってくるのかなという思いで制度化したものでございます。新規に追加している事項でございます。中学校の志願者のうち、小学校の第2志望を希望する者について、特段、そこに書いているような配慮、選考をしていきたいと考えているところがございます。

続いて（６）です。「小学校志願者の他自治体本務者に対する第2次試験の県外実施について」でございますけれども、本県の教員採用試験の倍率が高かった時代に他県に転出をされてしまったとい

う方がたくさんいらっしゃいます。そういう財産をもう一度、本県に戻って活用していただきたいなという思いで、進めていきたいと考えております。現在でもこういった他県で実務をされている小学校の志願者については、1次試験をすべて免除して2次試験からとなつてございます。こういった取り組みを成功している他県の実情、状況等を参考にさせていただきながら、小学校の本免対象者を対象にして県外（関東）で実施をしてまいりたいと考えております。前回、御意見を伺ったときには、関西等でも必要ではないかというご意見がありましたが、改めて調べましたら、ここ3年間で関西圏からの本免志願者が減ってきてございます。平成29年度の試験が6名、30年度が5名、31年度が1名という状況でございます。まずは、関東会場のみで次年度を実施してまいりたいと考えております。

またUIターンの促進、推進というものも必要でございますので、長崎移住サポートセンターのホームページと教員採用試験の募集のページをリンクさせるなど、長崎に興味のある志願者が身につけやすい環境を整え、本県への移住のメリット等もあわせて知っていただくように、広報活動を考えてまいりたいと考えております。

（池松教育長）

ただいまの報告に対して御質問等ございませんでしょうか。

（浦川委員）

お尋ねですが、6番の小学校志願者の他自治体本務者で中高の教員も1次免除でいいですか。

もう1つは県外（関東）会場で実施というのは初めてでしょうけれど、どのように案内されるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

（林田高校教育課長）

（6）の〈対象者〉書いておられますとおり、小学校の方が本免対象者ということで、1次試験すべてが免除になるから2次試験の面接、実技等、一部分だけでもやっていけるということで、現在県内実施で取り組んでいるところです。しかしながら中学校、高校に関しては1次試験の一部の免除にとどまっています。そういう点では、まだまだいろいろ考えなくてはいけない部分もありますので、制度改革というのは難しいのかなと考えているところです。

もう1つについては、周知についてです。課のホームページで周知に努めるとともに、先ほどあげました関係機関のホームページ等

質 疑

とリンクさせることで、できるだけ興味を引くようにしていきたいと思えます。また、いろんな場所でこういった募集を行っていますというような紹介をしていきたいと思えます。なお、周知期間が非常に長く設定しておりますとともに、一般の試験と別の時期に実施をいたします。従いまして、5月ぐらいからお盆の季節を過ぎて9月、10月といったところまでずっと募集をかけられますので、いろんな形で、広報活動というものができる可能性があるなと思っております。

(廣田委員)

26日付に、福岡県教委が、小学校教員試験、英語力で加点というふうな記事が載っていたのですね。福岡県に負けてはいけないので、長崎県の場合もこういう制度をやってみたらどうかと思いました。

(高鍋義務教育課人事管理監)

今年度、実施しました平成31年度採用の職員採用試験から小学校の教員の希望者で英検2級を所持している者には加点をするという制度を設けております。

(小松委員)

6番の項目ですが、これはやはりUIターンの促進と連携するわけですが、会場をここに関東にもつくる以外には何かふえる場はないですか。UIターンを企業で、そういう方を引き受けるときには、何らかの措置があるわけですね。他県と同じようなことをしてもだめだと思えます。長崎県に帰りたいという方々、いらっしゃるかとは思いますが、帰りたい以上に、長崎県に行ったらこういうことがあるという、何かUIターンと連携した対策がとれば良いだけだなと思った次第です。

(木村義務教育課長)

現状で他県と違うのは、本県の場合は、つい数年前まで、極端に倍率が高かったことです。つまり本県を希望している教員が他県に流れているということが、他県より遥かに多い状況にあります。ですからまずは他県に流れている先生たちが帰って来れないものだろうかと考えています。今までは画一的に1回の募集でやっていたものですから、期間が短くて、考える時間が短うございました。今回の場合は期間を長くっておりますので、いつ長崎に戻りたいと思

ってもいいのです。まず1回、東京で実績を積ませていただきたいという思いを持っております。ぜひお願いしたいと思っております。

(池松教育長)

市町村がやっているUIターンの優遇措置がありますと、それ適用されるならありますというような設定はありますよね。長崎市に戻ってきたら、公務員でも戻ってくるかどうかというのはよくわかります。あるなら、そういう優遇措置がありますよというのは、最初の赴任地のところで。

(木村義務教育課長)

県費負担教職員で赴任地がそこは限りませんので。

(池松教育長)

結果的にそうなるかもしれない。ただ公務員にどうかというのは少し調べてみたら面白いかもしれないですね。小松委員おっしゃるように、いわゆるUIターン促進策ではあるのですが、そこはもう1次試験を免除しているから促進される。なかなか同じ教員採用の中である人に加点をやって、ほかの人はやらないというのは、そこは採用試験の均衡上なかなか難しいかもしれないですね。そういう、まあ連動できるのかどうか、確認してください。

(木村義務教育課長)

勉強させてください。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

報告 (7)

特にないようですので、続いて報告事項(7)について説明お願いいたします。

(池田特別支援教育課長)

39ページ、報告事項(7)「特別支援学校キャリア検定の実施について」御報告いたします。

平成31年2月21日木曜日に第2回特別支援学校キャリア検定をシーハットおおむらで実施しました。対象は知的障害特別支援学校の高等部1、2年生を対象とし、参加生徒数は230名でした。なお高等部3年生は昨年7月18日に実施しております。このキャリア検定では個々の生徒が進路実現に向けて必要な知識、技能、態度、及び習慣を養うことや、個々の生徒が認定資格取得に向けて

報告（ 9 ）

35期第2回長崎県社会教育委員会の会議結果について」報告いたします。

出席者は委員16名中14名でございます。そのほか、県庁内の関係各課から出席しております。

主な協議内容としましては4にありますとおりです。次年度の社会教育団体2団体への補助金に関しまして、この会で意見を伺いました。

また、次年度のふるさと教育関係の新規事業につきまして関係各課から説明を行っております。主な御意見は資料にあるとおりでございます。これを踏まえまして本課としましては4月以降の施策に反映させていきたいと考えております。以上です。

（池松教育長）

ただいまの説明について御質問等ございませんか。

ないようですので、続いて報告事項（9）について説明をお願いします。

（林田長崎図書館長）

資料の43ページを御覧ください。「平成30年度第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について」御報告いたします。

この協議会は2月28日木曜日午前中にミライオン図書館の見学を行った後、場所を県教育センターに移し、午後1時半から3時半まで開催しました。資料のとおり5つの議題について協議していただきましたけども、特に4つ目の議題、「平成31年度ミライオン図書館事業計画（案）について」活発な御意見をいただきました。主な意見として3点を記載しておりますので御覧いただきたいと思っております。特に2点目の課題解決支援サービスにつきましては、ミライオン図書館の柱の1つとなりますので、開館に向けて現在、各方面と連携を取りながら具体的な計画を立てているところです。「内容は多岐にわたりそれぞれ専門的であるので、1人の職員の負担が大きくならないようにしてほしい。」という指摘についてはもっともなこととして受けとめております。1年目でできること、2年目でできること、それを仕分けしながら、段階的に充実させていきたいと考えております。

資料44ページです。「新しい図書館に人が集まるように、広報に努めてほしい。」ということですがけれども、これまで図書館をあまり利用して来られなかった方々にぜひ足を運んでいただけるような取り組みを考え、それを包括的に広報していく必要があると考え

質 疑	<p>ております。</p> <p>ほかにもいろいろな意見がございましたけれども、真摯に受けとめ、今後の図書館運営に活かしてまいりたいと考えております。なお、現在の委員の任期は今年の7月末までとなっておりますので、新年度になりましたら、新しい委員の選任を行うこととなっております。以上、報告を終わります。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)</p> <p>アドバイスみたいなもので、大村にこうやってつくっていただいたわけですが、本当にアクセスがどうかというのが一番問題になると思います。県立の美術館も色々していましたが、その中でもやはりどうやって来ていただくかということですね。</p> <p>例えばバスの路線を使う場合、長崎市から来られるのであればどういったルートがありますよ、どこに停まればいいですよとかいうような案内を、そういう人が来ていただくような施策というか、そういうところにも力を入れていただければいいのではないかと思います。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ほかにごございませんか。</p> <p>(浦川委員)</p> <p>お願いですが、新しい図書館に対して最後にあるように、人が来たという集客率というのが評価の観点になると思いますので、是非お願いしたいのは、図書館協議会の協会というのか、図書館担当の先生たちが集まって構成している連絡協議会が県内にあります。小、中、高もあるのかもしれない。その担当職員をぜひ出張で来てもらって、開館前に、そして彼らが本当に子どもやら、いろんな人たちの周知の引き金になってもらうような、そういう参観というか、そういうものを計画してほしいということと、もう1つは少なくとも子どもたちが来れるようなツアーを計画して欲しい。県立図書館の図書カードを小中高生が持っているという数をどんどんふやしていただきたいなという、そういう視点が今まであまりなかったような気がします。是非そういったことも改めて含めた事業計画を厚くしていただきたいなと思います。</p>
-----	--

議題（秘密会）	<p>（池松教育長）</p> <p>この前、開館セレモニーのいろんなことを、常時、イベントも考えているでしょうが、今、おっしゃったようなことも参考にさせていただきたいと思います。ほかにございませんか。</p> <p>御質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行います。</p> <p>しばらく休憩いたします。17時10分から再開します。</p> <p>（別紙議事録）</p> <p>午後6時16分、本日の会議を終了</p>
---------	--